

尾張旭市監査公表第3号

平成28年12月28日付け尾張旭市監査公表第30号をもって公表した定例監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成29年2月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

教育委員会教育行政課、文化スポーツ課

監査の指摘事項	措置状況
行政財産の目的外使用料の許可に伴う文化会館、本地原小学校及び東中学校の共架電線の占用料について、尾張旭市道路占用料条例第2条ただし書に規定する額としていない。同条ただし書では、「占用料の額が100円に満たない場合にあつては、100円とする」としている。	指摘事項については、平成29年度から尾張旭市道路占用料条例に規定する額とします。